

指定管理者の指定期間変更の  
議案の概要

—平成31年3月定例会—

## 指定期間変更の議案の概要 目次

(議案番号)	(案	件)	(頁)
議案第 37 号	盛岡市立動物公園の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について……………		1

議案第 37 号

盛岡市動物公園の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市動物公園
- (2) 位 置 盛岡市新庄字下八木田60番18

2 指定管理者

- (1) 団体名称 公益財団法人盛岡市動物公園公社
- (2) 代表者名 理事長 船 水 義 一
- (3) 所在地 盛岡市新庄字下八木田60番18

3 指定期間

- (1) 変更前 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
- (2) 変更後 平成26年4月1日から平成32年3月31日まで

4 指定期間を変更する理由

盛岡市動物公園は現在策定中である盛岡市動物公園再生事業計画に基づき、獣舎等の大規模改修工事を平成32年度に休園して行い、平成33年度から供用開始する予定であり、これに伴う条例改正や仕様書的大幅な変更が必要であることから、平成31年度中は現在の指定管理者に管理運営を継続させ、平成32年度から新たに指定管理者を指定することが管理運営上効率的であるため。